

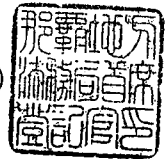
不 登 第 1 8 号

平成 3 0 年 1 月 2 9 日

沖縄県土地家屋調査士会長 殿

那覇地方法務局

首席登記官（不動産登記担当）



登記申請事件における補正の取扱いについて（依頼）

平素から、登記事務を含む法務行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度は、沖縄桐友会（連絡会）において、登記事務における効率的な事件処理を実現する方策について種々検討を重ねてきたところですが、検討項目の一つとして、適正な補正の在り方について協議が行われるとともに、登記申請事件の補正については、資格者代理人本人による補正を徹底すべきとの意見が出され、先般、その検討結果が取りまとめられたところです。

ついては、この取りまとめ結果に基づき、下記のとおり取り扱うこととし、別添のとおり、当局管内の登記官へ周知しましたので、その旨、貴会会員の皆様に周知していただくとともに、引き続き登記事務の適正・迅速処理に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本取扱いの実施に伴い、登記申請書類の補正をされる際には、資格者代理人本人であることを確認させていただくこととなりますので、会員証の携行及び土地家屋調査士徽章の着用を励行していただくよう、併せて周知願います。

記

1 取扱いの趣旨

登記申請書類の補正（添付書面の追加提出又は差替えを除く。）は、資格者代理人本人が行うものとし、補助者による補正は認めない。

2 補正期限経過後の申請の却下

登記官が告知した補正期限までに補正又は取下げがされなかった登記申請については、同期限経過後に却下する。

3 開始時期

本取扱いは、本年2月1日（木）から開始する。ただし、同月28日（水）までを試行期間とし、同期間内に限り、補助者による補正を認めるものとする。

不 登 第 1 9 号

平成 3 0 年 1 月 2 9 日

支 局 長 殿

出張所長 殿

那覇地方法務局

首席登記官 (不動産登記担当)

首席登記官 (法人登記担当)

登記申請事件における補正の取扱いについて (通知)

当局では、適正・迅速な事務処理を組織目標として掲げて取り組んでいるところですが、本年度は、沖縄桐友会 (連絡会) において、適正かつ効率的な事務処理を実現するため、様々な方策を検討してきたところです。

その中でも、登記申請における補正事件の適正かつ効率的な処理が検討項目として挙げられ、検討過程において、資格者代理人本人による補正の原則を徹底すべきとの意見があり、先般、その検討結果が取りまとめられたところです。

については、今後、下記のとおり取り扱うこととしますので、その取扱いに遺憾のないよう、貴下登記官に周知願います。

おって、沖縄県司法書士会及び沖縄県土地家屋調査士会に対しては、別添 1 及び 2 のとおりの依頼文書を発出することとしていることを申し添えます。

記

1 資格者代理人本人による補正の徹底

添付書面の追加提出又は差替えを除く登記申請書類の補正 (以下「登記補正」という。) は、資格者代理人本人が行うものとし、補助者による登記補正は認めない。

補助者が登記補正のため来庁した場合は、本取扱いの趣旨を説明の上、資格者代理人本人が補正するよう求めるものとする。

2 補正の告知等

(1) 補正の告知は、原則として、資格者代理人本人に対して行うものとする。

- (2) 補正の告知を行うに当たっては、補正期限（不動産登記準則第36条第1項第2号，商業登記準則第50条第1項第2号）を必ず連絡するとともに、同期限までに補正又は取下げがされなかった場合には、期限の経過後、当該申請を却下することとなる旨を伝え、注意喚起する。

なお、連絡した補正期限の年月日は、申請書の適宜の箇所にメモするものとする。

3 補正期限経過後の申請の却下等

登記官が告知した補正期限までに補正又は取下げがされなかった登記申請については、不動産登記準則第36条第5項又は商業登記準則第50条第3項に基づき、速やかに却下手続を執るものとする。

4 本取扱いの開始日

本取扱いは、本年2月1日（木）から開始する。ただし、同月28日（水）までを試行期間とし、同期間内に限り、補助者による登記補正を認めるものとする。

なお、試行期間内において、補助者による登記補正を認める場合であっても、次回以降は資格者代理人本人が行うこと、及び本年3月1日（木）以降は資格者代理人本人以外の登記補正は認めないことを必ず伝えるものとする。

登記申請事件における補正の取扱いについて

【那覇地方法務局：不動産登記部門からの追加連絡】

- ① 不動産調査報告書については、法定添付書類ではないため基本的に該当しません。
- ② 軽微の訂正等は補助者による訂正可能です。
ただし、大幅な訂正等は差替え等の処置をします。
よって、内容に応じて対応することになるので、担当登記官と調整をしてもらいたい。
- ③ オンライン申請での補正は現行のままですので問題ありません。